

### 基本的な考え

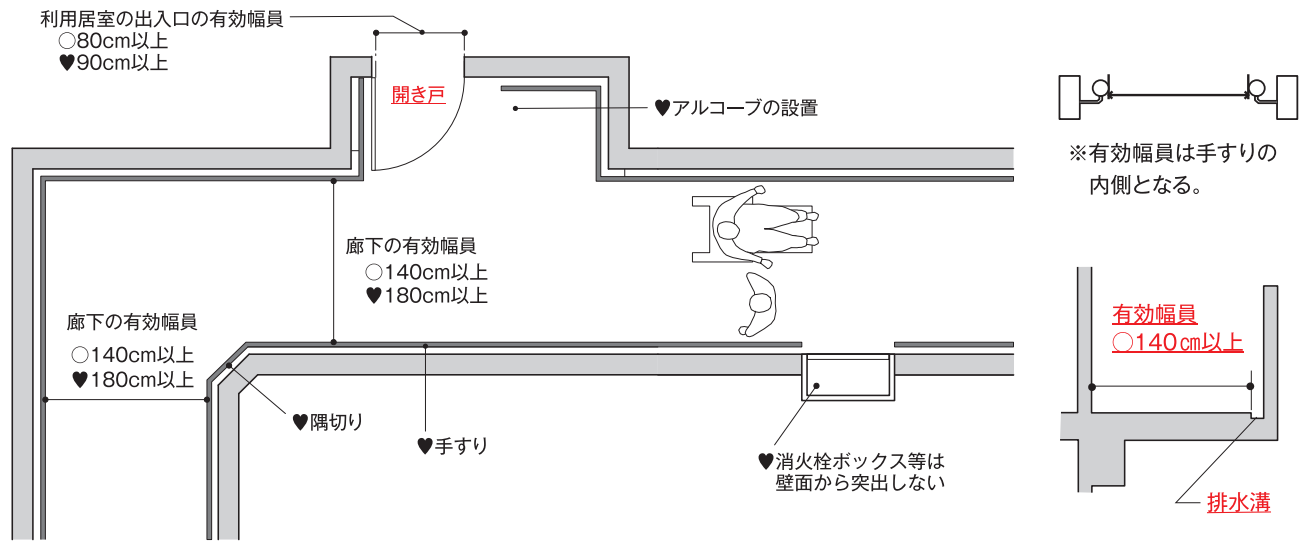
廊下等（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする利用居室、便所等へのアプローチとして重要な部分であり、円滑に車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できる幅が必要です。備品類の設置についても通行の支障とならないよう配慮する必要があります。

また、階段付近には、視覚障害者に配慮し、点状ブロックの設置が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	5-1
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	
イ	階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、 <u>16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</u> ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段の上端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、 <u>点状ブロック等（床面に敷設されるブロック等）のものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）</u> を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	<u>車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</u>	同左	5-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	5-1
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1

参考（意見公募対象外）

図5-1 廊下等の整備例



**仕上げ**

整備基準 5-(1)-ア

- ♥ 毛足の長いカーベットの車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- ♥ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないことが望ましい。

**アルコーブ**

- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

**仕上げ**

整備基準 5-(2)-ア

- 毛足の長いカーベットの車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないこと。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないこと。

**車いすの転回に支障がない場所**

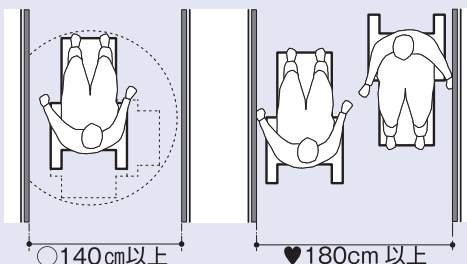
整備基準 5-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

**有効幅員の確保**

整備基準 5-(2)-イウ

- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。
- 突出物は、有効幅員に含まない。
- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。(階段の場合の考え方は異なる。)



a. 車いす使用者が180度転回が可能な寸法  
b. 車いす使用者同士(車いす使用者と杖使用者)がすれ違うことができる寸法。

**排水溝のふたの構造**

整備基準 5-(2)-カ

- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 外廊下で、進行方向に沿って排水溝があり段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして、車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。

⇒「2 敷地内の通路」を参照

- ♥ 車いす使用者同士が、容易にすれ違うことのできる有効幅員として、180センチメートル以上を確保することが望ましい。
- ♥ ベンチ等を設置する場合、人が座った際の足の出等に配慮して、幅員を確保することが望ましい。
- ♥ 柱、消火栓ボックス等は壁面から突出しないように配慮することが望ましい。
- ♥ 曲がり角部分は危険防止のため隔切り等の設置が望ましい。
- ♥ 高齢者、障害者等の通行に配慮し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。

**授乳室・おむつ交換場所**

整備基準 5-(2)-ホ、ク

- 幼児連れの利用者に配慮して、授乳室・おむつ交換場所を1以上設ける。

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<p><b>エ</b> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	同左	
<p><b>オ</b> 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</p>	同左	7-1
<p><b>カ</b> 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の<b>ふた</b>を設けること。</p>	同左	2-3
<p><b>参考 (意見公募対象外)</b></p>		
<p><b>キ</b> 授乳ができる場所の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	<p><a href="#">20-1</a> <a href="#">20-2</a> <a href="#">20-3</a></p>
<p><b>ク</b> おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	<p><a href="#">20-1</a> <a href="#">20-2</a></p>
<p>(参考：関連条文) 政令第13条、政令第18条第2項第3号、平成18年告示1497号第1、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)</p>		

## 滑り抵抗係数

床の滑りについては、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月（編集：国土交通省）」にも掲載されています。床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとし、以下の「滑り抵抗係数の推奨値」を参考に適切な材料、床材とすることが重要です。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値(案)※

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角： $\theta$ )	$C.S.R - \sin\theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値(案)※

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室(大浴場)、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)